



栃木県公報

令和4(2022)年
3月22日(火)
号 外
第 8 号

目 次

規 則

○栃木県県営住宅条例施行規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第5号

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月22日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県営住宅条例施行規則（平成9年栃木県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、<u>アからウまでの</u>いずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）<u>の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について（平成20年5月9日付け雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、婦人相談所等による配偶者からの暴力の</u></p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、<u>ア又はイ</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）<u>の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による</u></p> <p>_____保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 略</p>

被害者の保護に関する証明書が発行されてい
る者その他これに準ずると知事が認める者

2～4 略

2～4 略

別記様式第2号備考及び別記様式3号備考中「入居者本人及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(住宅課)